

商 品 概 要 説 明 書

令和 7 年 12 月 1 日現在適用中

1. 商 品 名	・ ぎふしん後見支援預金
2. 対象預金	・ 専用の普通預金（決済性預金除く）
3. 販売対象	・ 後見人が選定されている成年被後見人または未成年被後見人で、家庭裁判所から後見支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方 ※岐阜家庭裁判所（本庁および各支部、各出張所）または名古屋家庭裁判所（本庁および各支部）のみに限ります
4. 期 間	・ 特に期間の定めはありません
5. 預 入 ①預入方法 ②預入金 ③預入単位	・ 随時預け入れできます ただし、預け入れの都度、家庭裁判所から交付される「指示書」の提出が必要となります ・ 1 円以上 ただし、家庭裁判所から交付される「指示書」に記載された金額となります ・ 1 円単位
6. 払戻方法	・ 随時払い戻しできます ただし、払い戻しの都度、家庭裁判所から交付される「指示書」の提出が必要となります
7. 定額送金	・ 指定金額を定期的に成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替えることができます ただし、新規受付・変更ともに、家庭裁判所から交付される「指示書」の提出が必要となります ※送金の都度、振込手数料および取扱手数料が必要となります
8. 利 息 ①適用金利 ②利払頻度 ③計算方法 ④税金	変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します ・ 毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日に支払います ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 ・ 利息には以下のとおり 20% の税金がかかります ・ 源泉分離課税（国税 15%・地方税 5%） ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります
9. 口座開設手数料	11,000 円（税込） ※成年被後見人の方が当金庫で年金をお受取りの場合は、5,500 円（税込）となります
10. 口座管理手数料	2 年目以降、年間 3,300 円（税込）
11. 中途解約時の取扱い	_____
12. 金利情報について	・ 店頭窓口にお問合せください
13. 苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所（9 時～17 時、058-265-1151）で受付けています 紛争解決措置 東京弁護士会（03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所（9 時～17 時、03-3517-5825）にお申し出ください また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください

1 4 . その他参考となる事項	・ A T Mによる入出金およびキャッシュカードの発行はできません ・ 総合口座の取扱いはできません ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用いただけません ・ マル優のお取扱いはできません ・ 本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます
-------------------------	--